

令和 5 年 10 月 3 日  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

工事・役務（建設コンサル等）における  
インボイス制度開始に伴う請求書類等の変更点について（お知らせ）

令和 5 年 10 月 1 日からのインボイス制度開始に伴い、工事・役務（建設コンサル等）に係る請求書類等の様式を変更致しましたのでお知らせいたします。

機構の工事・役務（建設コンサル等）を受注する適格請求書発行事業者の方におかれましては、以下変更点についてご留意頂きますようお願いいたします。

1. 「引渡書」「部分引渡書」の記載事項追加

- (1) しゅん功（完了）、指定部分のしゅん功（完了）の際にご提出頂く「引渡書」「部分引渡書」について、以下 3 点の明記が必要となります。

- ・「登録番号」
- ・「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）」
- ・「税率ごとに区分した消費税額」

- (2) 詳細は[機構 HP> 契約書・入札契約手続きの様式](#)に掲載している各様式の記載例をご確認ください。

なお、前払金、出来形払金の請求時は上記書類の提出は不要です。

2. その他

- (1) 当機構から適格請求書発行事業者であることの確認をさせて頂く場合がございます。
- (2) 工事・役務（建設コンサル等）以外の物品・役務提供等の業務については上記 1 の対応は不要です。
- (3) JV（共同企業体）を組成する場合で、構成員のすべてが適格請求書発行事業者の方におかれましては、引渡日までに所轄税務署に該当する届出書（※）をご提出頂きますようお願いいたします。

※詳細は、[国税庁インボイスに関する Q&A](#)（任意組合等に係る事業の適格請求書の交付）をご参照ください。

その他ご不明な点は、下記連絡先までお問合せください。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

経理資金部 財務課 電話：045-222-9036